

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、
豊かな社会を実現する

We aspire to create a better world by
harnessing the power of financial markets

上場インフラファンドに関するご参考資料



インフラファンド市場創設の歩み

- 2014年の「骨太方針」「日本再興戦略」などの政府方針のもと、関係法令・税制の整備を経て、2015年4月にインフラファンド市場が開設されました
- 2016年6月よりインフラファンドの新規上場がスタートし、2026年3月までに8銘柄が上場しましたが、2022年以降、非公開化により2銘柄が上場廃止となり、現在6銘柄が上場しています
- いずれの銘柄も、再生可能エネルギー発電設備等（その内、太陽光発電設備中心）を主な投資対象とする投資法人です

インフラファンド市場創設の歩み

2012年	7月	再生可能エネルギー発電による電力に対する固定価格買取制度 ^{注1} スタート	2017年	3月	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 上場
	5月	東京証券取引所「上場インフラ市場研究会」市場創設に向けた報告書公表		10月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 上場
2013年		平成26年度税制改正大綱 閣議決定	2018年	9月	東京インフラ・エネルギー投資法人 上場
	12月	■ 投信法 ^{注2} 施行令の改正を前提に、再エネ設備・公共施設等運営権を主な投資対象とする投資法人等の導管性 ^{注3} の取扱いを明示	2019年	2月	エネクス・インフラ投資法人 上場
2014年		経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2014」（骨太方針）閣議決定	2020年	2月	ジャパン・インフラファンド投資法人 上場
	6月	■ 上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じて民間資金の流入を促進		4月	東証インフラファンド指数 算出・公表開始
		「日本再興戦略 改訂2014」閣議決定	2022年	4月	再生可能エネルギー発電による電力に対するFIP制度の導入 ^{注4}
		■ インフラファンドやヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進		8月	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 上場廃止
2015年		改正投信法施行令等施行	2023年	2月	タカラレーベン・インフラ投資法人 上場廃止
	9月	■ 再エネ設備・公共施設等運営権を主な投資対象とする投資法人等の設立が可能となる	2026年	3月	グリーンライト・再エネインフラ投資法人 上場
2016年	4月	東京証券取引所 インフラファンド市場 開設			
	12月	平成28年度税制改正大綱 閣議決定 ■ 導管性の対象期間が延長（10年間 ⇒ 20年間）			
2016年	6月	タカラレーベン・インフラ投資法人 上場			
	12月	いちごグリーンインフラ投資法人 上場			

注1：再生可能エネルギー源（太陽光等）で発電した電気を、国が定める期間、固定価格で電気事業者が買取することを義務付ける制度をいい、一般に、FIT（Feed-in Tariff）制度とも呼ばれます。詳細は後記をご参照下さい。

注2：投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります）。注3：一定の要件を満たすことにより、実質的に法人税が非課税となる仕組みをいいます。詳細は後記をご参照ください。

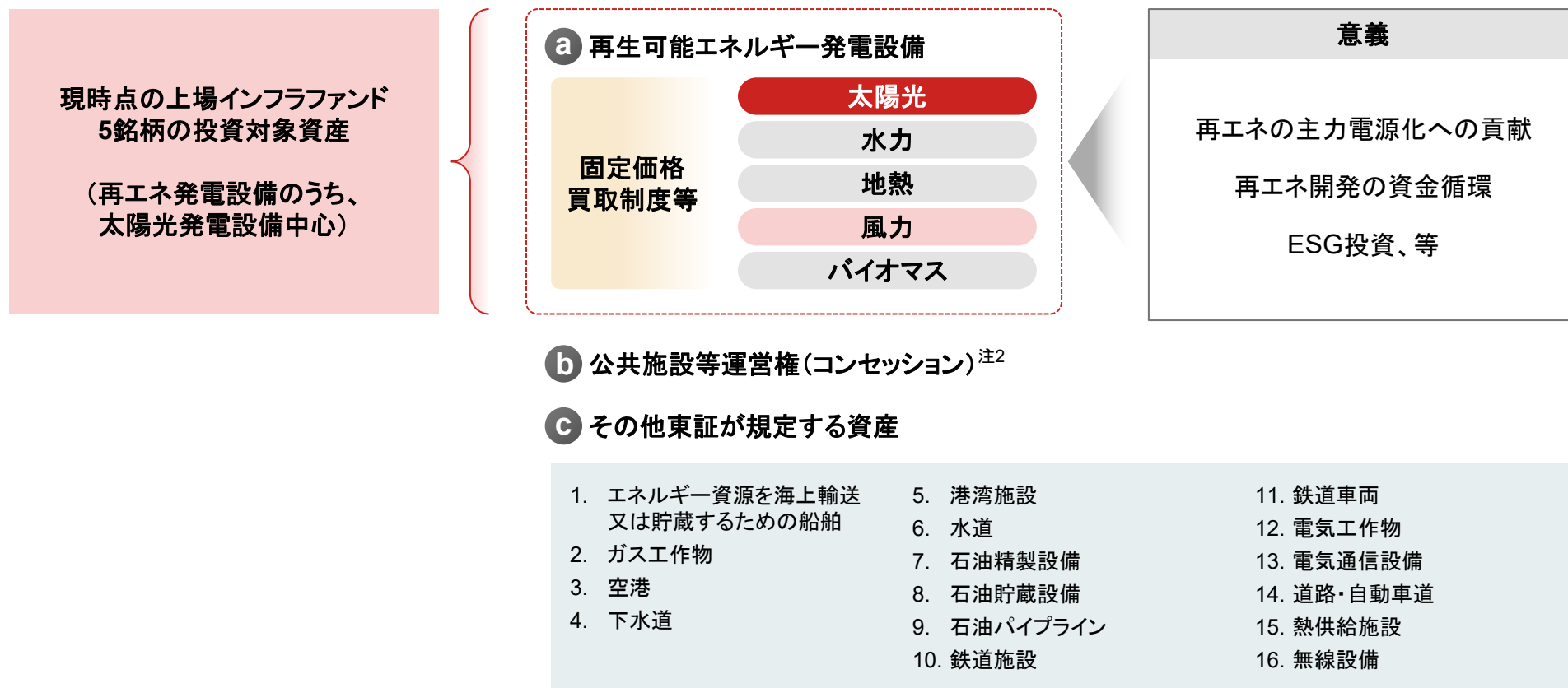
注4：FIP制度の詳細は後記をご参照ください。

2026年3月31日時点の状況を基に記しています。

インフラファンド市場で想定している資産

- インフラファンド市場においては、投資対象として、「インフラ」に関連する幅広い資産の種類を想定しています
- 但し、投資法人が保有できる資産の種類や保有形態、法制度や税制に関する制約等から、現時点のインフラファンド5銘柄は、いずれも、固定価格買取制度等により安定的な収益が期待される「再生可能エネルギー発電設備」(その内、太陽光発電設備中心)に投資を行う投資法人となっています

インフラファンド市場において想定している資産(インフラ資産)^{注1}... 下記abc



注1: 東京証券取引所「有価証券上場規程」等をもとに、野村證券アセット・ファイナンス部にてその概略を記載したものです。詳細は有価証券上場規程やホームページなど、東京証券取引所開示資料をご参照ください。

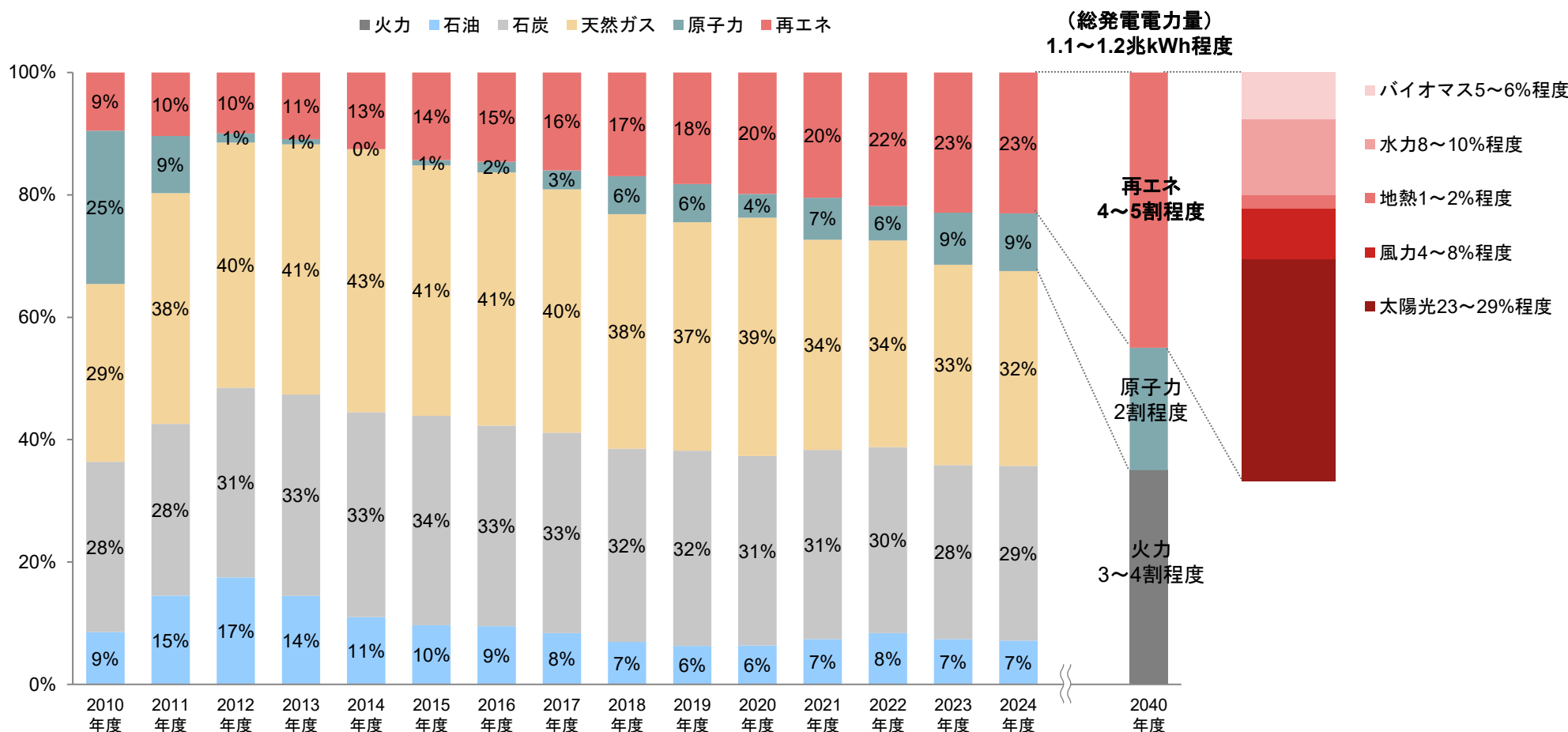
注2: a又はcに掲げる資産に係る公共施設等運営権に限り、ます。

2026年3月31日時点の状況を基に記しています。

国内の電力需要及び電源構成の将来見通し

- 「エネルギー基本計画」(令和7年2月)では、2040年度において再生可能エネルギーが電源構成の4～5割程度(太陽光23～29%程度)を占めるとの見通しとなっています
- 再生可能エネルギーの主力電源化にあたっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組むとされています

エネルギー基本計画



上場インフラファンド 銘柄一覧

- 2026年3月末時点における上場インフラファンドは6銘柄、時価総額合計1,193億円となっております
- いずれも、「再生可能エネルギー発電設備」(その内、太陽光発電設備中心)を保有しています

銘柄一覧 注1

	いちごグリーンインフラ 投資法人	カナディアン・ソーラー・ インフラ投資法人	東京インフラ・エネルギー 投資法人	エネクス・インフラ投資法人	ジャパン・インフラファンド 投資法人注2	グリーンライト・ 再エネインフラ投資法人
コード	9282	9284	9285	9286	9287	509A
上場日	2016年12月1日	2017年10月30日	2018年9月27日	2019年2月13日	2020年2月20日	2026年3月10日
資産運用会社	いちご投資顧問(株)	カナディアン・ソーラー・ アセットマネジメント(株)	東京インフラ アセットマネジメント(株)	エネクス・ アセットマネジメント(株)	ジャパン・インフラファンド・ アドバイザーズ(株)	ブルースカイ・ インベストメント(株)
スポンサー	いちご(株)	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト(株)	(株)アドバンテック、他	伊藤忠エネクス(株)、他	丸紅(株)、他	ブルースカイソーラー(株)、 他
保有資産	再エネ設備等 (太陽光発電設備100%)	再エネ設備等 (太陽光発電設備100%)	再エネ設備等 (太陽光発電設備100%)	再エネ設備等 (太陽光発電設備及び 風力発電設備 100%)	再エネ設備等 (太陽光発電設備100%)	再エネ設備等 (太陽光発電設備100%)
物件数	15物件	35物件	23物件	12物件	65物件	11物件
取得価格合計	115億円	1,020億円	292億円	1,025億円	711億円	106億円
総パネル出力	29MW	248MW	70MW	243MW	195MW	25MW
時価総額	60億円	389億円	90億円	305億円	293億円	56億円
決算期	6月(年1回決算)	6月・12月	6月・12月	5月・11月	5月・11月	5月・11月

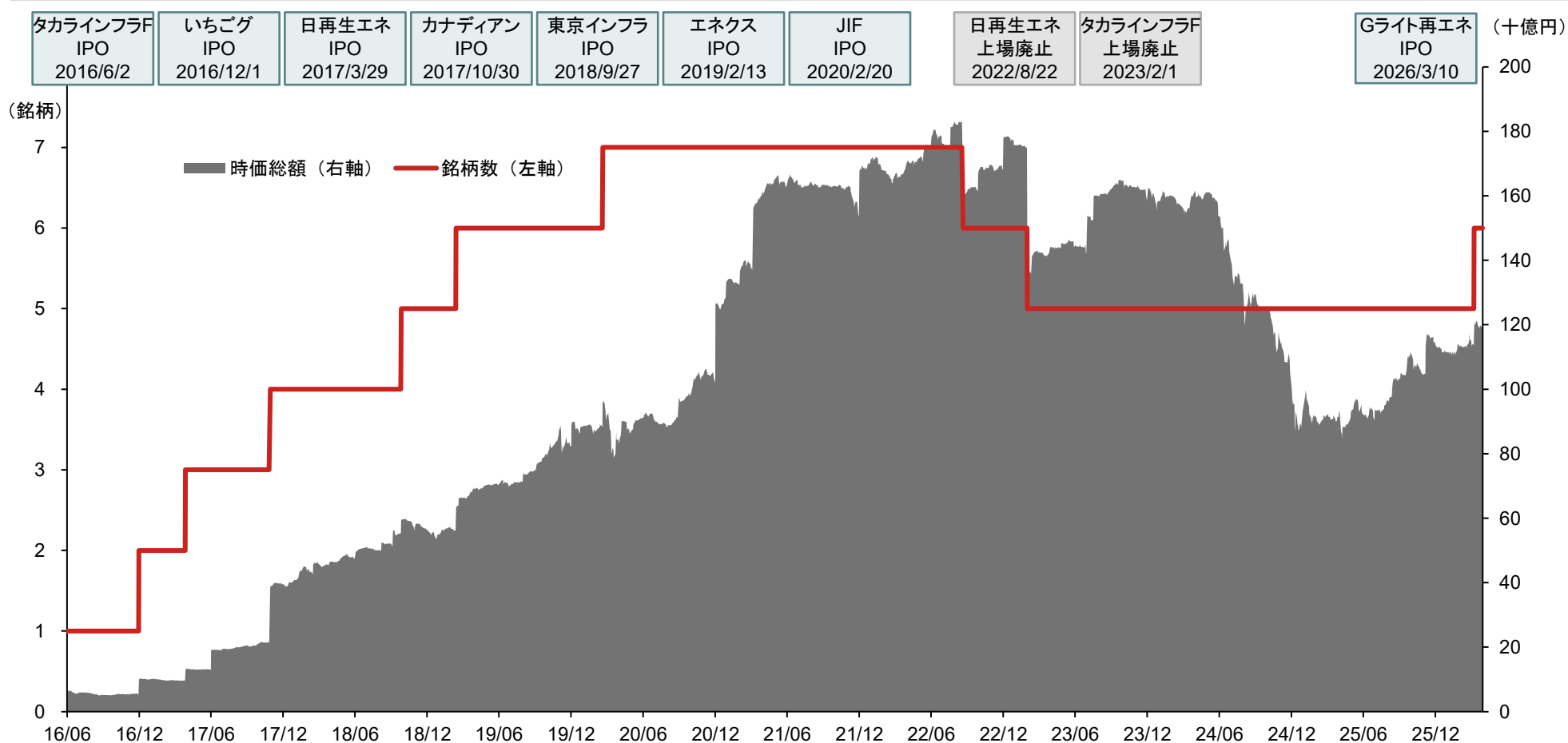
注1: 2026年3月31日時点。単位未満は四捨五入して表示

注2: ジャパン・インフラファンド投資法人については、みずほリース(株)の子会社の出資会社による公開買付けが成立しており、2026年3月30日付臨時投資主総会で投資口併合の議案が可決されました。これにより、ジャパン・インフラファンド投資法人の投資口は上場廃止基準委該当し、2026年4月20日に上場廃止となる見込みです

出所: 各銘柄開示資料をもとに野村證券アセット・ファイナンス部作成

市場規模の推移

銘柄数と時価総額



上場インフラファンド(再エネ設備・主に太陽光)と J-REIT(不動産)の比較

- 再生可能エネルギー発電設備等(主に太陽光発電設備)に投資を行う上場インフラファンドと、J-REITの主な特徴を比較すると、以下の通りです
- 主な投資対象が異なるため、収入や資産に関する特徴が異なる点に加え、導管性の取扱いについても違いがあります

主な特徴に関する比較 注1

項目	上場J-REIT	上場インフラファンド	(上場インフラファンドに関する補足)
上場有価証券 発行者	投資口(クローズドエンド) 投資法人	J-REITと同じ	■ 投資主の換金方法は基本的に市場での売却
スキーム ガバナンス	投資法人スキーム(外部運用型) 資産運用は資産運用会社に委託	J-REITと同じ	■ 賃貸・取得・売却等の事業に特化
投資対象	不動産 (オフィス、商業施設、住宅等)	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)	■ 各銘柄の投資方針は、再エネ特化(太陽光中心) ■ 各銘柄の保有資産は、再エネ(太陽光)のみ
収入特性 (固定価格 買取制度注3)	賃借人に対する <u>不動産賃貸の収入</u> ↑ (賃借人は事業収入や 個人所得から賃料支払)	賃借人に対する <u>設備賃貸の収入</u> ↑ (賃借人は「固定価格買取制度」等による 売電収入から賃料支払)	■ 再エネにより発電された電気を「固定価格買取制度」等に基づき電気事業者に売電して得られる収入が、投資法人の収入のベース
資産特性	建物の償却期間:60年程度注2 総資産の一定割合は土地	太陽光発電設備の償却期間:20年程度注2 総資産の大半は設備	■ 一般的なJ-REITよりも、減価償却費(現金支出を伴わない会計上の費用)が高い傾向 ■ 各銘柄とも、利益超過分配(出資の払戻し)や借入金(分割)返済を行っていく方針
導管性	実質的に法人税非課税	実質的に法人税非課税 但し、20年間	■ 上場時に取得した設備の貸付開始を起点として、20年間に限り、実質的に法人税非課税

注1:上記は、2026年3月31日時点の上場インフラファンド(6銘柄)及びJ-REITに係る、一般的な主な特徴として考えられる内容を野村証券アセット・ファイナンス部にイメージとしてまとめたものです。

したがって、上場インフラファンド及びJ-REITの各銘柄の実際の特徴・詳細については、各銘柄の開示資料を必ずご参照ください。

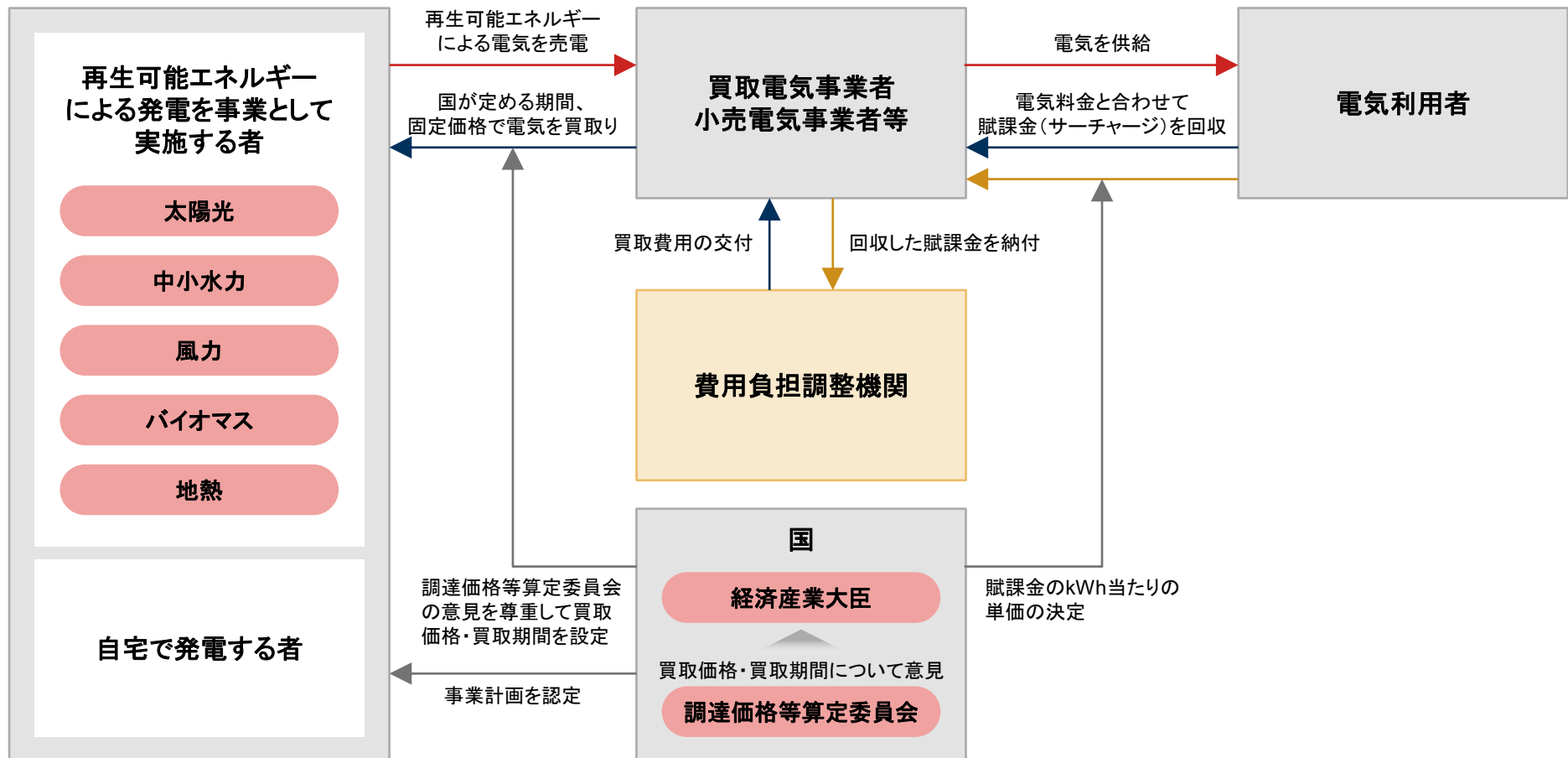
注2:J-REITは建物、上場インフラファンドは機械及び装置の耐用年数をイメージとして記載しています。

注3:2022年4月よりFIP制度(Feed in Premium)が導入されています。FIP制度の詳細は後記をご参照ください。

固定価格買取制度(FIT制度)の基本的な仕組み

- 再生可能エネルギー源(太陽光等)で発電した電気を、国が定める期間、固定価格で電気事業者が買取することを義務付ける制度です
- 発電事業者の売電により得られる安定的な収益が、インフラファンドの安定的な賃料収入(発電事業者への太陽光発電設備等の賃貸収入)の裏付けとなっています

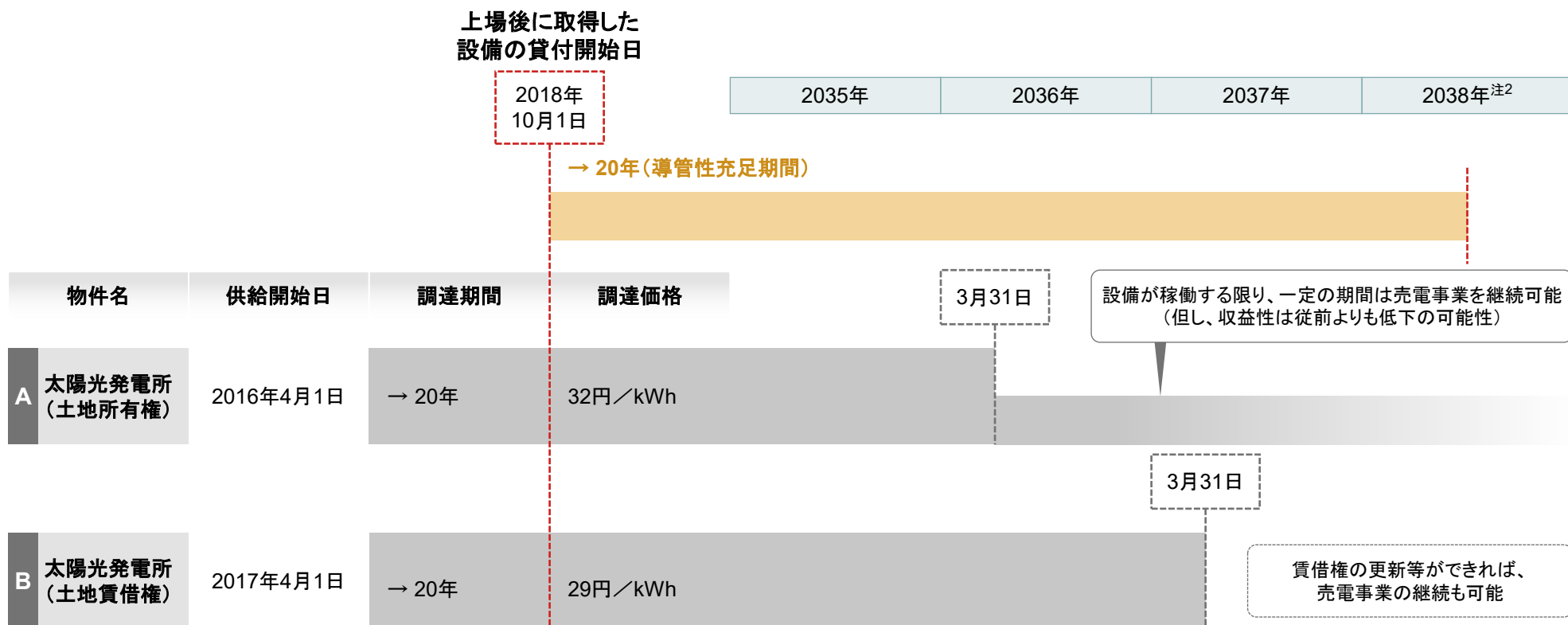
基本的な仕組み



固定価格買取制度と売電事業期間の関係

- 固定価格買取制度に基づく調達期間は設備ごとに決まっており、10kW以上の太陽光発電設備については供給開始日から20年となっています
- 一方、太陽光発電設備の発電可能(稼働)期間は、一般に概ね25年とされており、調達期間が満了しても(設備が稼働する限り一定の期間は)売電事業の継続は可能となりますが、その設備の売電による収益性は従前よりも低下することが見込まれます
- なお、設備の所在する土地に対する投資法人の権利が賃借権等の場合、その利用期限の到来により売電事業も終了が見込まれますが、当該賃借権の更新等が合意できれば、売電事業の継続も可能となります

固定価格買取制度と売電事業期間の関係(イメージ)注1



注1: 上記は固定価格買取制度と売電事業期間の関係を理解するためのあくまでもイメージであり、上場インフラファンド各銘柄の実際の保有資産やポートフォリオの状況、将来の見込み等を示しているものではありません。

上場インフラファンド各銘柄における固定価格買取制度と売電事業期間の関係等の詳細については、各銘柄の開示資料を必ずご参照ください。

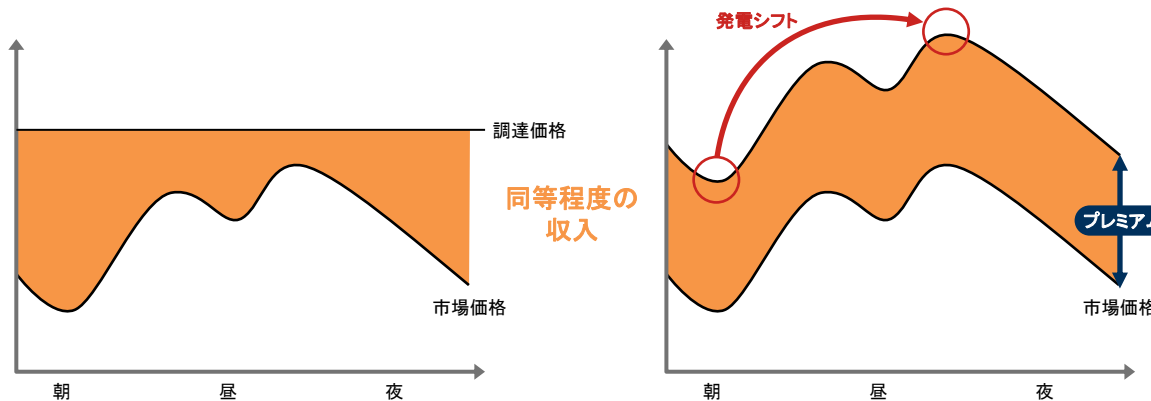
注2: 導管性の期限は、上場インフラファンド各銘柄によって異なります。上場インフラファンド各銘柄における導管性の期限等の詳細については、各銘柄の開示資料を必ずご参照ください。

FIP制度について

- 2022年4月のエネルギー供給強靱化法注1の施行により、FIT制度に加えFIP制度が導入されました。FIP制度は再エネ電源の投資インセンティブを確保しつつ、市場統合を促しながら、電力市場全体のシステムコストの低減を図るものです
- FIP制度におけるプレミアム（供給促進交付金）の額は、基準価格（FIP価格）から、参照価格（市場取引等により期待される収入）を控除した額（プレミアム単価）に、再エネ電気供給量を乗じた額を基礎として、1ヶ月（交付頻度）毎に決定されます。なお、FIP制度の交付期間はFIT制度と同様10kW以上の太陽光発電設備については20年間とされています
- 既にFIT認定を受けている設備については、50kW以上は事業者が希望すればFIP制度に移行可能とされています

FIT制度とFIP制度の違い

FIT制度 (固定価格での買い取り)		FIP制度 (市場価格に一定のプレミアムを交付)
■ どの時間帯に売電しても収入は一定であり、市場価格変動リスクを遮断 ■ 電力会社による全量買取が前提	投資インセンティブ確保	■ 市場価格に応じて収入が変動するが、収入額はFITと同等程度（発電シフトによる増収機会あり） ■ 再エネ事業者が売り先を決める柔軟なビジネス
■ 市場価格によるシグナリングがないため、需給バランス維持には、他電源による調整が必要	国民負担の抑制	■ 市場価格を踏まえた発電シフト等により、他電源の調整コストを抑制



FIP制度の収入イメージ

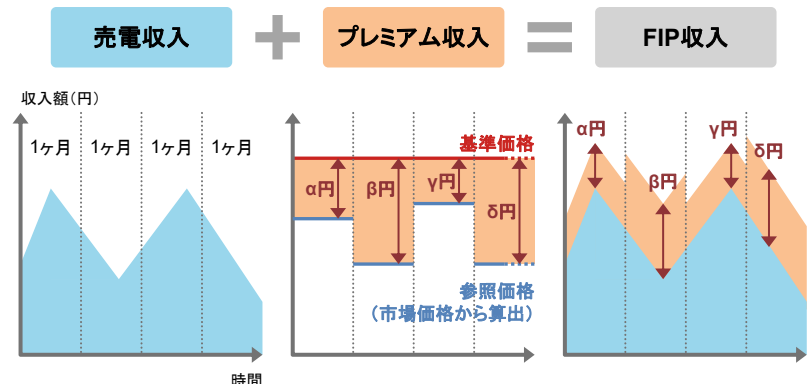
FIP事業者の収入 = 売電収入 + プレミアム

プレミアム(毎月算出)

$$= (\text{基準価格(固定)} - \text{参照価格}) \times \text{kWh}$$

参照価格

$$= \text{前年度年間平均市場価格} + (\text{当年度月間平均市場価格} - \text{前年度月間平均市場価格}) + \text{非化石価値注2相当額} - \text{バランスングコスト注3}$$



注1: 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

注2: 非化石電源(再エネ等)から発電された電気には、①電気そのものが有する価値(kWh価値等)と②非化石としての価値(ゼロミッション価値等)がありますが、②非化石としての価値は、電気そのものが有する価値と切り離して非化石証書化され、電気と非化石価値その他の環境価値を別々で取引できるようになっています

注3: FIP制度の下では、再生可能エネルギー発電事業者は、通常の発電事業者と同様に、供給する電気の計画値と実績値を一致させることが求められ、計画値と実績値の差分が発生した場合には、その差分調整に係る費用の負担(インバランス負担)をします。上記を勘案し、一定の金額(バランスングコスト)が、プレミアムで追加的に交付されます

出所: 経済産業省 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第39回)基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会(第15回)合同会議 資料

発電側課金について

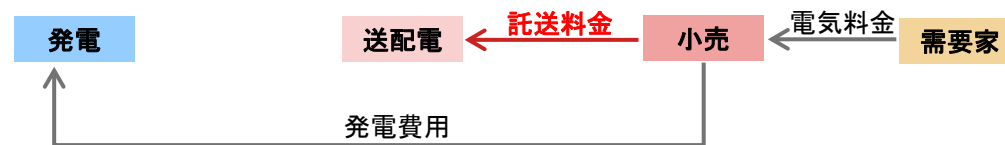
- 2024年4月から、発電事業者も一部の託送料金(送配電網の利用料金)を一般送配電事業者に対して支払う制度(発電側課金)が導入されました
- なお、2023年度までに既認定のFIT/FIPについては調達期間等が終了してから発電側課金の対象にするとされており、また、2024年度以降に認定される新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮することとされているため、上場インフラファンドについては当面の間発電側課金の影響は生じない見込みです

発電側課金について

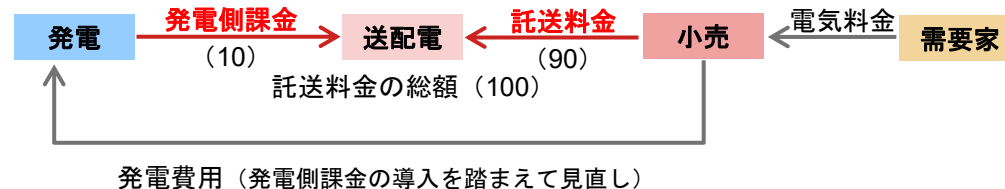
- 2024年4月から、発電事業者も一部の託送料金を一般送配電事業者に支払う制度(発電側課金)が導入されました
- 発電側課金による発電事業者のコスト増加分は、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことで、制度趣旨である系統の効率的利用や系統増強の確実な実施が図られていくことが想定されている、とされています
⇒取引価格の引上げで、コスト増加分(全部又は一部)が転嫁されることを想定
- 2023年度までに既認定のFIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象にするとされています。一方で、2024年度以降に認定される新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮することとされています
⇒上場インフラファンドにおいては当面影響が生じない見込み

発電側課金の導入イメージ

＜現行の託送料金制度＞ 小売事業者（需要側）に100%課金



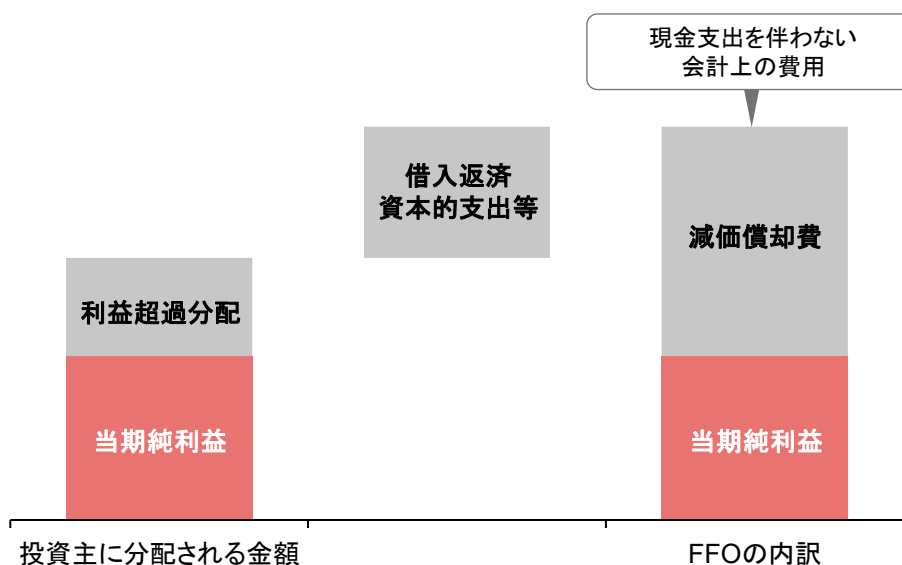
＜発電側課金の導入後（イメージ）＞



資産特性

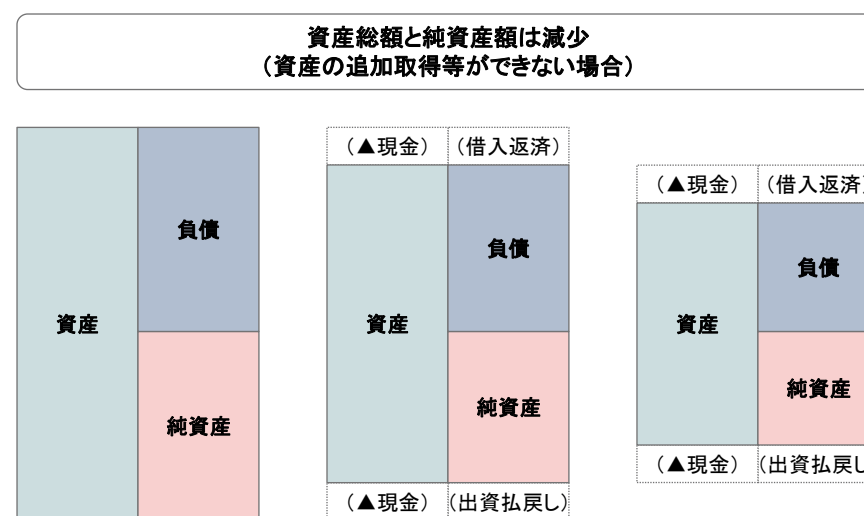
- 再エネ発電設備のうち太陽光発電設備を中心に保有している場合、現金支出を伴わない会計上の費用(減価償却費)が多くなる傾向があります
- 事業期間中に借入金(分割)返済や利益超過分配(出資の払戻し)を行う方針の場合、資産総額や純資産額は減少することが見込まれます(資産の追加取得等ができない場合)

利益超過分配(出資の払戻し)(イメージ)注



- 資産総額に占める償却資産(太陽光発電設備等)の割合が高いため、一般的な不動産投資法人(J-REIT)に比べて、高い減価償却費(現金支出を伴わない会計上の費用)が計上される傾向
- 当該傾向を踏まえ、効率的なキャッシュマネジメントの観点から、借入金(の分割)返済や利益超過分配(出資の払戻し)を行う

資産総額・純資産額の変化(イメージ)



上場廃止基準(抜粋)

純資産総額	5億円未満となり、1年以内に5億円以上とならないとき
資産総額	25億円未満となり、1年以内に25億円以上とならないとき
分配	営業期間又は計算期間に係る金銭の分配又は収益の分配を行わなかった場合において、1年以内に金銭の分配又は収益の分配を行わないとき

注: FFO (Funds From Operations): 賃貸事業から獲得するキャッシュフロー。一般に「当期純利益 + 非現金支出(減価償却費等) ± 特別損益」で算出
出所: 上場インフラファンドやJ-REIT各銘柄の開示資料等をもとに野村証券アセット・ファイナンス部作成

導管性

- 一定の要件を満たすことにより、実質的に法人税が非課税となる仕組みをいいます
- 再エネ発電設備を主な投資対象とする上場インフラファンドは、下記要件に加えて「保有資産要件」の特例規定を満たすことで、20年間の導管性を確保します

上場インフラファンドにおける導管性要件(主なもの)注

支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家(税法上のもの。以下同じ。)以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
出資制限要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと

原則 特定資産の額が資産の総額の50%超であること(分子に再生可能エネルギー発電設備・公共施設等運営権は含まない)

特例 但し、

■ 規約に再生可能エネルギー発電設備の運用方法が賃貸のみである旨の記載がある

■ 上場投資法人が

■ 2031年3月31日までに当該設備を取得した場合には、

■ その取得の日から貸付の用に供した日以後20年を経過した日までの間に終了する各事業年度については、

■ 再生可能エネルギー発電設備は50%の計算上分子に算入される

イメージ

前提

再生可能エネルギー発電設備 100(= 資産の総額 100) の場合

原則

$\frac{0}{100} < 50\%$

導管性要件未充足

特例

$\frac{100}{100} > 50\%$

導管性要件充足

注:2026年3月31日時点

上場インフラファンドの主な特徴と投資リスク

- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を中心に投資を行う上場インフラファンドの主な特徴及びそれに関連する投資リスクの例として、下表の内容が挙げられます

上場インフラファンドの主な特徴と投資リスク

①	固定価格買取制度	■ 上場インフラファンドは、発電した電気を電気事業者が一定期間、固定価格で買い取る制度により、安定的な収入の確保が期待されます。 ■ 一方、保有する発電設備に係る固定価格買取期間の満了、買取価格の下落、制度の変更・廃止により、収入が減少する可能性があります。 ■ また、固定価格買取制度以外の制度の制定・変更等により、収入が減少する可能性があります。現在、送配電関連費用の一部を発電者が負担する制度が検討されています。
②	資産特性	■ 太陽光発電設備は、不動産よりも減価償却費（現金支出を伴わない会計上の費用）が多くなる傾向があります。 ■ 上場インフラファンドは、一般に、利益超過分配（出資の払戻し）や借入金返済を行うため、その分、資産総額・純資産額は減少します。 ■ したがって、将来、発電設備の追加取得等を行わない場合、上場廃止基準に抵触する可能性があります。
③	導管性	■ 導管性とは、一定の要件を満たした投資法人は、配当等の損金算入が可能となり、実質的に法人税が非課税となる仕組みをいいます。 ■ 上場インフラファンドの場合、上場後、最初を取得した設備の貸付開始から20年間に限って、実質的に法人税非課税となります。 ■ その期限後または要件を満たさなくなった場合は、法人税が課税され、分配金水準や投資口価格が下落する可能性があります。また、期限の満了前であっても、将来の課税等の可能性を織り込んで、投資口価格が下落する可能性があります。

注：上記は、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を中心に投資を行う上場インフラファンドの主な特徴及びそれに関連する投資リスクの例として、東京インフラ・エネルギー投資法人の公表資料をもとに野村證券アセット・ファイナンス部にまとめたものです。なお、2022年4月よりFIP制度が導入されていますが、2026年3月31日時点で上場インフラファンドが保有する再生可能エネルギー発電設備は多くが固定価格買取制度（FIT制度）の認定を受けた発電設備です。上場インフラファンド各銘柄の特徴及び投資リスクの内容等については、各銘柄の開示資料を必ず確認してください。

お取引にあたっての留意点

手数料など諸費用について

- 国内市場上場インフラファンドの売買取引には、約定代金に対し最大1.43%（税込み）（20万円以下の場合は、2,860円（税込み））の売買手数料をいただきます。
- 国内市場上場インフラファンドを当社との相対取引（募集等を含む）により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただく場合がございます。

インフラファンドのお取引にあたってのリスクについて

- インフラファンドは、主にインフラ資産等への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となるインフラ資産等の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。
- インフラファンド（投資証券）の発行者の業務状況の悪化により損失を被ることがあります。
- 再生可能エネルギー発電設備を中心に投資を行うインフラファンドの主な特徴と投資リスクについては、前のページもご覧下さい。

当社の概要

- 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号
- 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 資産運用業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本STO協会

本資料はインフラファンドに関する情報の普及を目的としたもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。銘柄の選定、投資の最終決定は、ご自身の判断で行って下さい。なお、使用するデータおよび表現等の欠落・誤謬等につきましてはその責を負いかねますのでご了承下さい。この資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券株式会社に属しており、方法・目的を問わず、無断で複製・転送等することはできません。